解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年一月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年七月二十八日

大阪府豊中市東豊中町六丁目二四番八号

医療法人天道会小林クリニック

清算人　小林　淳一

解散公告（第一回）

当組合は平成二十一年七月七日下関市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年七月二十八日

山口県下関市伊倉本町五二〇番地

下関新下関西土地区画整理組合

代表清算人　池本　嘉之

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年五月三十日の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年七月二十八日

香川県高松市塩上町3丁目八番一一号

特定非営利活動法人四国フリースクール

総合支援センター　清算人　山田　一郎

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十一年六月二十二日沖縄県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年七月二十八日

沖縄県うるま市与那城伊計二一二番地

清算法人うるま市与那城伊計土地改良区

代表清算人　上田　清

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年六月五日開催の定期総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年七月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年七月二十八日

東京都千代田区鍛冶町一丁目五番七号

社団法人全国信販協会

代表清算人　沖本　隆史

解散公告（第二回）

当社は、平成十七年九月十五日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年七月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年七月二十八日

東京都足立区青井一丁目一八番一二号

情報デザイン株式会社

清算人　喜多　謙次

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年六月十七日に目的である事業の成功の不能により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年七月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年七月二十八日

栃木県那須烏山市藤田一九九〇番地

財団法人南那須自然休養村協会

清算人　石川　英雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年五月二十八日開催の会員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年七月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年七月二十八日

横浜市磯子区磯子二丁目二九番五一号

ＮＰＯ法人はま

代表清算人　坂元　雄大

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年四月十二日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年七月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年七月二十八日

大阪市東住吉区鷹合二丁目一一番二三号

社団法人近畿編物協会

代表清算人　久保田榮美子

第三十二期決算公告

平成二十一年二月二十八日現在

貸借対照表の要旨　　単位・千円

資産の部

流動資産	四一八、八四八
固定資産	九〇一、三五七
合計	一、三二〇、二〇五

負債及び純資産の部

流動負債	三八九、二〇三
固定負債	三九三、八〇八
株主資本	五三七、一九三
資本金	一〇〇、〇〇〇
資本剰余金	八〇、〇〇〇
その他資本剰余金	八〇、〇〇〇
利益剰余金	三五七、一九三
利益準備金	三一、三〇〇
その他利益剰余金	三二五、八九三
（うち当期純利益）	（七八、七二〇）
合計	一、三二〇、二〇五

平成二十一年七月二十八日

名古屋市港区砂美町一五八番地

栄印刷株式会社

代表取締役社長　清水　和久

配当公告

香川県綾歌郡宇多津町東分一六五五番地一

（商業登記簿上の本店所在地）

香川県善通寺市弘田町八九二番地

破産者　株式会社西日本観光

右の者に対する高松地方裁判所丸亀支部平成十九年（フ）第三号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金五、三七一、七二三、六三二円

一、配当することのできる金額

金一七四、二二九、八二二円

平成二十一年七月二十八日

香川県丸亀市塩飽町七番地二県信ビル二階

破産管財人　籠池　宗平

破産管財人　籠池　信宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市忠和二条五丁目六番地の一二三一、最後の住所北海道旭川市五条通二丁目二四二四番地シュロス5・2二〇四

被相続人　亡　古川　淑

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月二十八日

北海道旭川市東光十一条八丁目四番一一号

相続財産管理人　司法書士　新田三千明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県下都賀郡岩舟町大字静四〇五二番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　小林　喜一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月二十八日

事務所栃木県下都賀郡大平町大字西野田一番地

相続財産管理人　司法書士　野田　歩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県太田市古戸町七一二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　須田　庄平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月二十八日

群馬県太田市新井町五一六番地の四リプロ太田ビル三階

相続財産管理人　新井　明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県相模原市上鶴間本町三丁目二七〇〇番地一、最後の住所神奈川県相模原市上鶴間本町三丁目一三番二三―一四〇三号

被相続人　亡　野瀬美代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月二十八日

東京都新宿区四谷四丁目三番地福屋ビル七階青葉総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山田　勝彦